

国立大学法人東京農工大学不動産管理規程の一部改正

現行	改正	備考
<p>○国立大学法人東京農工大学不動産管理規程 (平成16年4月7日16経教規程第55号)</p> <p>改正 平成17年4月1日 17経教規程第24号 平成18年4月1日 18規程第7号 平成23年3月28日 23規程第28号 平成24年4月1日 24規程第13号 平成25年11月25日 規程第46号 平成27年9月7日 規程第62号</p> <p>目次 第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 <u>取得、保存及び供用(第6条-第11条)</u> 第3章 処分(第12条-第14条) 第4章 貸付及び借用(第15条-第18条) 第5章 雑則(第19条-第24条) 附則</p> <p>(中略)</p> <p>第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「管理」とは、不動産の<u>取得、保存、供用及び処分をいう。</u> (2)～(3) (略) (4) 「<u>供用</u>」とは、不動産をその用途に応じて、使用することをいう。 (5) 「<u>処分</u>」とは、不動産を譲渡及び廃棄等により本学の支配から離すことをいう。</p> <p>第2章 <u>取得、保存及び供用</u></p> <p>(中略)</p>	<p>○国立大学法人東京農工大学不動産管理規程 (平成16年4月7日16経教規程第55号)</p> <p>改正 平成17年4月1日 17経教規程第24号 平成18年4月1日 18規程第7号 平成23年3月28日 23規程第28号 平成24年4月1日 24規程第13号 平成25年11月25日 規程第46号 平成27年9月7日 規程第62号 平成28年9月5日 規程第29号</p> <p>目次 第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 <u>取得及び保存(第6条-第10条)</u> 第3章 処分(第12条-第14条) 第4章 貸付及び借用(第15条-第18条) 第5章 雑則(第19条-第24条) 附則</p> <p>(中略)</p> <p>第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「管理」とは、不動産の<u>取得、保存及び処分をいう。</u> (2)～(3) (略) (削る) (4) 「<u>処分</u>」とは、不動産を譲渡及び廃棄等により本学の支配から離すことをいう。</p> <p>第2章 <u>取得及び保存</u></p> <p>(中略)</p>	

現行				改正	備考
(不動産供用責任者等) 第 11 条 財産管理役は、不動産の適正な供用を図るため、別表第 1 で定める資産のうち、有形固定資産については、不動産供用責任者及び不動産補助供用責任者を別表第 2 のとおり設置するものとする。				(不動産供用責任者等) 第 11 条 削除	
(中略)					
別表第 2(第 11 条関係)				(削る)	
口座名	所在地	不動産供用責任者の職位	不動産補助供用責任者の職位		
本部地区	東京都府中市晴見町 3-8-1	事務局長	財務部長		
府中地区	東京都府中市幸町 3-5-8	農学府長	府中地区事務部事務長		
小金井地区	東京都小金井市中町 2-24-16	工学府長	小金井地区事務部事務長		
フィールドミュージアム(以下「FM」という。)多摩丘陵地区	東京都八王子市堀之内 1528	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)長	府中地区事務部事務長		
FM 本町地区	東京都府中市本町 3-7-7	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 津久井地区	神奈川県相模原市緑区長竹志田口 3657-1	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 大谷山地区	群馬県みどり市東町神戸 1229	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 大谷山苗圃地区	群馬県みどり市東町神戸甲 292	FS センター長	府中地区事務部事務長		

現行				改正	備考
FM 草木大谷山実習宿泊所地区	群馬県みどり市東町神戸 277	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 草木地区	群馬県みどり市東町草木 1582	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 唐沢山地区	栃木県佐野市栃本町 1	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 秩父地区	埼玉県秩父市大滝浜 平丸クロ 6093	FS センター長	府中地区事務部事務長		
FM 秩父管理事務所地区	埼玉県秩父市大滝柵平 1840-2	FS センター長	府中地区事務部事務長		
館山荘地区	千葉県館山市正木 1256-131	事務局長	学務部長		
農学部栄町研究圃場地区	東京都府中市栄町 2-13	農学府長	府中地区事務部事務長		
府中職員宿舎地区	東京都府中市幸町 2-48-1	事務局長	財務部長		
府中寮地区	東京都府中市幸町 2-41-8	事務局長	財務部長		
小金井第 2 宿舎地区	東京都小金井市中町 2-24-48	事務局長	財務部長		
小金井寮地区	東京都小金井市中町 2-24-31	事務局長	財務部長		
府中幸町宿舎地区	東京都府中市幸町 2-40	事務局長	財務部長		

附 則 (平成 28 年 9 月 5 日規程第 29 号)

この規程は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。